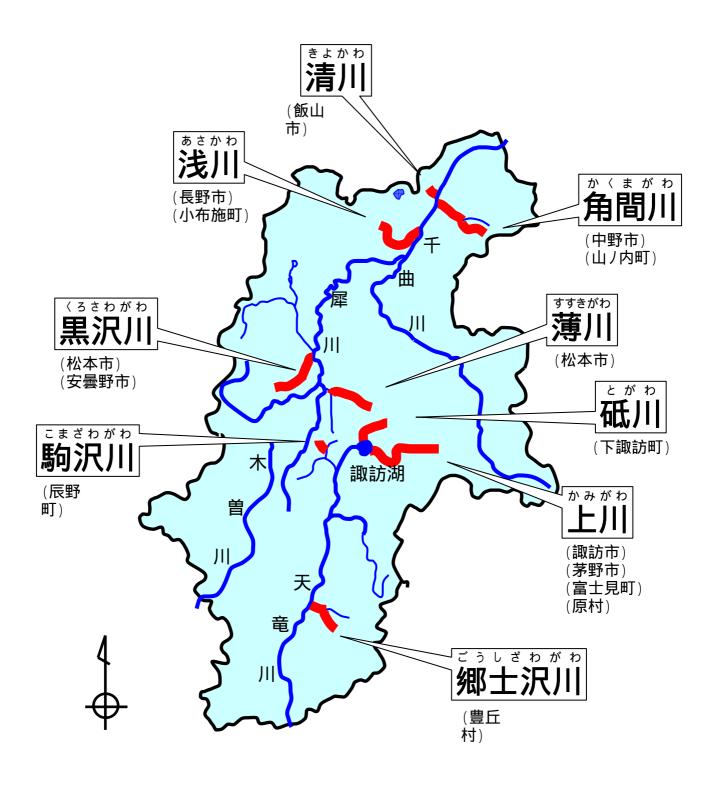
<「基本高水についての中間報告」資料>

1	諮問 9 河川位置図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. •	• 1
2	高水協議会論点整理表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		• 2
3	高水協議会設置の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		• 3
4	高水協議会開催の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		• 7
	高水協議会会員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		1 1 1 2 1 2
6	高水協議会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		1 3 1 4



今まで(の手法へて	か問題提起(山小)	可川における)	
	今までの手法への問題提起(中小河川における) 水文資料の収集(観測)			
3,545211	雨量資料の収集			
		データ	雨量データ貧弱	
		配置場所	<u>雨量観測の精度</u> 雨量観測点不足、不適	
		10 直场別	阿里観測点が足、小週 雨量観測場所の問題	
			雨量観測場所が流域を代表する位置に無く正確性に疑問	
流量資料の収集				
		データ	流量データ皆無 原期的データ収集 ※ 東	
		配置場所	長期的データ収集必要・蓄積されたデータ必要 水位・流量観測点不足、不適	
			水位観測所の位置不適	
			流量観測場所の問題(下流に必要)	
		精度·方法	記録管理体制の整備	
			水位データ疑問 流速観測方法が不適切	
			水位から流量への変換に問題・流量計算方法とその検証	
		流下能力検証	流下能力の把握・粗度係数・河床勾配・地形	
			水位・流量・流速・堆砂断面の記録が皆無 水位計測機器の問題・圧力式の問題(監視カメラの導入)	
治水基準	<u>L</u> 占		水位計測機器の向題・圧力式の向題(監視ガメラの導入)	
心小空子	mi	場所	計画範囲(基準点)不明確	
			治水基準点の位置不適	
洪水防御	計画規模	14	公北ウム府の田笠の守美	
		計画規模	治水安全度の用語の定義 洪水防御計画規模の決定の判断は正しいか	
			C.D.E級への適用が適正か	
			100~30年でよいか	
対象降雨	量の決定	社会改正	\$\	
		<u>対象降雨</u> 引き伸ばし	計画降雨量の決定(流域平均雨量·年最大流域平均雨量·実績降雨との適合性) 実績降雨、計画降雨の棄却条件(引き伸ばし適用の問題)	
流出解析	(貯留関数法			
		降雨から流量への変換	雨量から流量への変換に問題	
			洪水モデルの選定が問題(選定の理由・流域の特性を反映しているか)	
		 定数の設定	流域の流出特性にあった手法か 貯留関数の定数決定根拠	
		~ XX 47 HX ~	一次流出率と飽和雨量の設定値に問題	
			流出係数値の決定根拠	
			その他K.Pなど	
		実績流量による検証	流出率の用語の定義 実測データとの整合必要	
		(定数の検証)	蓄積されたデータによる再検証	
		,	実績洪水値と計画洪水値の違い	
			水害発生実績洪水での流出解析必要	
			洪水再現計算による検証がされていない 流量確率からの検証をしていない	
治水安全	度のとらえ方			
		洪水確率	年超過確率の用語の定義	
			カバー率100%は適正か 100年確率雨量によって引き起こされる基本高水を越える洪水は100年確率か	
			100年曜年的重によりて引き起こされる季年尚小を越える洪小は100年曜年か 100年に一度の基本高水を越える洪水が問題なのか	
			基本高水流量は統計確率的選択の問題(ピーク流量の最大から平均値間)	
基本高水	流量の再検証			
			適時見直し必要 何十年も変更しない	
			ウ 4-5を全しない 支川合流地点は変更するが、基準点では変えない	
			変えない理由は(ダムのため?)	
			ダムカット流量と治水基準点流量の関係	
			ダム計画の履歴と基本高水 9河川の基本高水は、河川法改正以前、ダム計画を目的に算定された	
			見直しの法的手続き、薄川はどうなっているか	
			比流量、流量確率などによる検証は意味があるか	
			設定された基本高水の比流量チェックがない	
			総合的な土砂管理 総合判断	
河川砂防	技術基準の問	問題点・技術基準の内容	応口げ四 と解釈、運用	
ננפן בא וייזניין	いいませいだ	しょうしょう こうこうしょう	解釈自由な表現	
			一方的安全サイドの算出	
			アンバランスな治水安全性	
			未熟な基準(案) 旧基準のままの観測体制不備	
基本方針	と整備計画		三日出土くりのくままでは、「五田」	
			広域の河川整備計画の策定·推進が先	

高水協議会設置の経過

1 流域協議会からの提言

複数の流域協議会から「基本高水の再検証等へ流域住民が参加すること」が提言された 提言した流域協議会(提言書提出日)

- ・砥川流域協議会(平成15年(2003年)11月6日)
- ・上川流域協議会(平成16年(2004年)3月25日)
- ・薄川流域協議会(平成17年(2005年)2月9日)
- 2 砥川の治水対策に関する説明会(平成16年(2004年)7月14日)
 - ・基本高水の再検証については、随時情報を公開し、流域住民の意見を反映できる中間検討 会などの場を設けて欲しい。(住民意見)
 - ・流量調査等のデータは全て公開し、基本高水については住民の皆様とオープンの場で議論 をする場所を設けたい。(青山出納長回答)
- 3 流域協議会会員からの要望(平成16年(2004年)8月~平成17年(2005年)4月) 流域協議会会員から「基本高水について議論の場の設置」を要望された。
- 4 流域協議会座長意見交換会(平成17年(2005年)2月7日)
 - ・「基本高水検討の扱いについては流域協議会座長の意見を聞くこと」との提案
- 5 「脱ダムネットワーク」による知事への申し入れ(4月28日)
 - ・基本高水再検証の場の設置を約束(田中知事)

(注)資料「基本高水再検証に関する申し入れ」

6 流域協議会座長意見交換会(6月15日)

設立素案の検討(出された意見)

- ・基本高水の出し方、手法を研究・検討する
- ・流域協議会の会員を基本とし、高水の議論を行いたい人が参加する
- ・各流域協議会からの参加をイメージしているが、応募がなければ参加者がいない流域協議 会があってもよい
- ・名称については、流域協議会と繋がりを持たせるため、「高水協議会」とする
- ・会員の任期は2年とする
- ・進行役は会員からの互選とする

- 7 「高水協議会」の要綱、要領等の制定(7月15日) 高水協議会会員の募集
 - ・9河川の流域協議会の会員から募集
 - ・募集期間 7月27日から8月10日まで募集
 - ・応募者数 39名から応募 応募者からの意見書をもとに選考した結果、8月23日に20名を決定(その後1名退会により19名)

(注)資料「高水協議会設置要綱」、「高水協議会運営要領」及び「高水協議会会員名簿」

長野県知事田中康夫様

脱ダムネットワーク 共同代表:市村治男

塩原 俊

基本高水再検証に関する申し入れ

3月9日、諏訪圏域河川整備計画は国土交通省の認可を得られましたが、他の河川については、流域協議会での討議がスムーズに進んでいないように見受けられます。これらをみますと、基本高水の数値が論議の障壁になっていることは否めない事実であります。特に淺川・薄川はこの傾向が顕著であるようにみうけられます。また、整備計画が認可となった諏訪圏域においても、将来の治水目標としての基本高水が中途半端な扱いとなって取り残された感があります。

県はいわゆる「枠組み」において、基本高水再検証をうたっています。また、下諏訪の説明会や流域協議会座長打ち合わせの中で、「基本高水再検証」を再確認してはいますが、それらは散発的な発言にとどまっており、いまだに組織的な対応に踏み切っておらず、いたずらに日時を経過する現状にあることは誠に遺憾であります。

基本高水として求められた数値は実際の流出量との乖離が余りにも大きく、到底納得できるものではありません(*)。治水・利水ダム等検討委員会での主要論点もここにあったことは明白です。

私たちは「脱ダム宣言」後のこの行き詰まり状況を憂慮し、事態打開のため、次のように 提案・要望をするものであります。

記

- 1、速やかに「基本高水再検証委員会」(仮称)を設置され、「河川砂防技術基準の基本高水のあり方」等の再検証に取り組まれることを強く要望いたします。
- 2、この委員会は、担当部局、住民運動関係者及び河川工学等の学者・専門家(住民運動 代表者が同意できる人物)の三者を主要な構成員として組織するか、または流域協議 会に類する組織とするよう求めるものです。
- ・いわゆる学識経験者などを主要メンバーとする各種「委員会」に類するものとしないこと。

- * 浅川では昨年10月20日~21日、台風23号の際、ほぼ100年確率雨量に匹敵する降雨量を記録していたにもかかわらず「基本高水の流量」と比較し、実測された水位・流量は、はるかに小さい「6分の1~6.7分の1」の値に過ぎませんでした。計算値である基本高水の過大性が実測値によって検証されたわけです。
- * 薄川でも昨年9月5日の洪水は計画高水の2分の1以下でした。
- * 砥川では。平成11年(1999)6月29~30日、9月21~23日の100年確率の降雨の際の最大流出量はいずれも基本高水を大きく下回っていました。

以上

高水協議会開催の経過

第1回高水協議会

日時 平成17年(2005年)9月13日(火) 午後1:30~午後4:00 場所 サンパルテ山王(長野市)

会員の互選により、塩原俊会員(上川流域協議会)を座長に、田口康夫会員(薄川流域協議会)と武田けい子会員(浅川流域協議会)を座長代理に選出

講演

- ・演題 「基本高水をどう捉えるか」 検討委員会の議論を振りかえって -
- ・講師 信州大学名誉教授 宮地良彦氏(元長野県治水・利水ダム等検討委員会委員長)

第2回高水協議会

日時 10月16日(日) 午前10:00~午後4:00

場所 あがたの森公民館(松本市)

会員からの意見発表

発表者 小松好人会員、小沢均会員、内山卓郎会員、大西健介会員、野原繁美会員、 馬島直樹会員、常田長時会員、清水馨会員、佐原香会員、中沢勇会員、 小林峰一会員、宮坂正彦会員、塩原俊会員、花岡今朝男会員、山岸堅磐会員、 田口康夫会員、武田けい子会員

第3回高水協議会

日時 11月17日(木) 午後1:00~午後4:15

場所 あがたの森公民館(松本市)

会員からの意見発表

発表者 五味春人会員、宮入貞徳会員

第4回高水協議会

日時 12月7日(水) 午後1:00~午後4:00

場所 県庁会議室(長野市)

第5回県治水・利水対策推進本部(17年11月22日)で決定した「浅川・薄川の河川整備計画に関する基本的な考え方」について、会員からの要望を受け、事務局より説明 意見発表をもとに論点を整理した資料に基づき議論

第5回高水協議会

日時 平成18年(2006年)2月5日(日) 午後1:30~午後4:30

場所 あがたの森公民館(松本市)

「高水協議会論点」に対する議論

第6回高水協議会

日時 3月24日(金) 午後2:00~午後5:00

場所 県庁会議室(長野市)

高水協議会論点~今までの手法への問題提起~「観測」について審議

高水協議会論点~今までの手法への問題提起~について、7月を目標に取りまとめ、中間 報告を行うこととした

高水協議会論点「洪水確率」については、ワーキンググループを設置し、検討を行うこと とした

(注)資料「洪水確率ワーキンググループ参加会員名簿」

第1回洪水確率ワーキンググループ

日時 4月23日(日) 午前10:00~午前11:45

場所 あがたの森文化会館(松本市)

ワーキンググループの運営方法の決定

高水協議会での洪水確率の論点に関して、共通点や相違点を議論

第7回高水協議会

日時 4月23日(日) 午後1:00~午後4:40

場所 あがたの森公民館(松本市)

高水協議会論点~今までの手法への問題提起~「観測」「流出解析」について審議

第2回洪水確率ワーキンググループ

日時 5月15日(月) 午前10:35~午後3:30

場所 松本合同庁舎会議室(松本市)

アドバイザーとの意見交換

- ・アドバイザー 総合地球環境学研究所 上級研究員 大西健夫氏
- ・アドバイザーから現行の貯留関数法と洪水確率処理、基本高水の算定手順等の説明を受け、その後会員との意見交換を行った

第3回洪水確率ワーキンググループ

日時 5月21日(月) 午前9:30~午前11:30

場所 松本合同庁舎講堂(松本市)

前回(第2回)行ったアドバイザーとの意見交換を踏まえた上での、問 題点の整理と中間報告に向けた取りまとめの方法について議論

第8回高水協議会

日時 5月21日(日) 午後1:00~午後4:30

場所 松本合同庁舎講堂(松本市)

高水協議会論点~今までの手法への問題提起~「観測」「流出解析」について審議中間報告書の起草ワーキンググループを設置し、素案の作成を行うこととした

(注)資料「中間報告起草ワーキンググループ会員名簿」

第1回中間報告起草ワーキンググループ

日時 6月14日(水) 午前10:00~午後0:15 場所 県庁会議室(長野市)

第4回洪水確率ワーキンググループ

日時 6月14日(水) 午後1:00~午後4:00 場所 県庁会議室(長野市) 「洪水確率」について議論

第2回中間報告起草ワーキンググループ

日時 6月27日(火) 午前10:30~午後3:15 場所 県庁会議室(長野市)

第3回中間報告起草ワーキンググループ

日時 7月9日(日) 午前10:00~午後0:20 場所 あがたの森公民館(松本市)

第9回高水協議会(7月9日)

日時 7月9日(日) 午後1:00~午後4:30 場所 あがたの森公民館(松本市) 中間報告書(案)について審議

第4回中間報告起草ワーキンググループ

日時 7月14日(金) 午後1:00~午後4:00 場所 あがたの森公民館(松本市)

第5回中間報告起草ワーキンググループ

日時 7月24(月) 午前10:00~午後3:00 場所 松本市第二地区公民館(松本市)

第10回高水協議会

日時 7月27(木) 午後10:30~午後3:15 場所 長野県土地改良会館(長野市) 中間報告書(案)について審議

第11回高水協議会

日時 8月20(日) 午後10:30~午後4:00 場所 あがたの森公民館(松本市) 中間報告書(案)について審議

高水協議会 会員名簿

		敬称略
会員番号	氏 名	流 域 協 議 会 名
1	小 松 好 久	浅川流域協議会
2	小說	砥川流域協議会
3	うち やま たく るう 内 山 卓 郎	浅川流域協議会
4	大西健介	上川流域協議会
5	の はら いげ み 野 原 繁 美	薄川流域協議会
6	s ls s t t t t t t t t t t t t t t t t t	角間川流域協議会
7	cë t t t t t t t t t t t t t t t t t t t	薄川流域協議会
8	清水	上川流域協議会
9	五味春人	砥川流域協議会
10	e de propries de la companya de la	砥川流域協議会
11	th dia lies 中 沢 勇	浅川流域協議会
12	こ ばやし みね かず 小 林 峰 一	上川流域協議会
13	sph cap see UC 宮 坂 正 彦	砥川流域協議会
14	Lis de Light 塩 原 俊	上川流域協議会
15	花 崗 今朝男	砥川流域協議会
16	the second of the particle of	浅川流域協議会
17	たできた。	薄川流域協議会
18	宮 入 貞 徳	浅川流域協議会
20	獣 歯 けい子	浅川流域協議会

会員数19名

会員番号は受付順となっています

洪水確率ワーキンググループ 会員名簿

敬称略

会員番号	氏 名	流域協議会名
1	小松好人	浅川流域協議会
3	うち やま たく ろう 内 山 卓 郎	浅川流域協議会
4	大 西 健 介	上川流域協議会
5	op tip tip the second	薄川流域協議会
14	List dis Lipp h 塩 原 俊	上川流域協議会
17	t (t to tot tot tot tot tot tot tot tot	薄川流域協議会

参加会員数 6名

中間報告起草ワーキンググループ 会員名簿

敬 称 略

会員番号	氏 名	流 域 協 議 会 名
2	小説筠	砥川流域協議会
3	うち やま たく ろう 内 山 卓 郎	浅川流域協議会
14	しま ばら しゅん 塩 原 俊	上川流域協議会
17	t ('t typ s 田 口 康 夫	薄川流域協議会
	りませる ままく 事務 局	

参加会員数 4名 + 事務局

高水協議会設置要綱

(設置)

第1 長野県河川流域協議会の共通した課題である基本高水流量について検討を行うため、高水協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(検討事項等)

- 第2 協議会は、次の各号に掲げる事項の検討等を行う。
- (1)基本高水流量について多様な視点からの検討及び研究
- (2)雨量、洪水情報等の共有
- (3)その他必要と認める事項

(組織)

- 第3 協議会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
- (1)長野県河川流域協議会の会員で別に定める募集により選考した者(以下「会員」という。)
- (2)関係行政機関の職員
- 2 前項に掲げる者のほか、学識経験者等の中からアドバイザーを置くことができる。

(任期)

第4 会員の任期は、2年とする。

(座長及び座長代理)

- 第5 協議会に座長及び座長代理を置き、会員の互選により定める。
- 2 座長は、会務を総理する。なお、座長に事故があるときは、座長代理がその職務を代理する。

(協議会の開催)

- 第6 協議会は、座長が招集し、座長が議長となる。
- 2 協議会は、原則として公開とする。

(事務局)

第7 協議会の事務局は、経営戦略局治水・利水対策推進チームに置く。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月15日から施行する。

高水協議会運営要領

(趣旨)

第1 この要領は、高水協議会設置要綱(以下「要綱」という。)第8の規定により必要な事項を定めるものとする。

(会員の募集)

第2 会員の募集は、高水協議会会員募集要項による。

(会員の報酬等)

第3 会員の報酬は、無報酬とする。旅費は支給しないものとする。

(関係行政機関の職員)

第4 要綱第3に定める関係行政機関の職員は、協議会が必要とする行政機関の職員及び経営戦略局治水・利水対策推進チームリーダーをもって充てる。

(アドバイザーの報酬等)

第5 要綱第3第2項に定めるアドバイザーの報酬及び旅費は、県の審議会委員の報酬及び旅費に準 じて支給する。

(関係行政機関の連携)

第6 要綱第2に掲げる事項の検討等を行うため、関係行政機関は相互に連携して、協議会の運営を サポートする。

附 則

この要領は、平成17年7月15日から施行する。